

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一人を採択案件に決定する。なお、選定委員会での検討の結果、採択案件を決定しない場合もあり得る。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された「令和3年度 我が国の現代美術の海外発信事業 海外現地のニーズを踏まえた効果的な情報発信に向けた実証事業」実施業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考又は面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は、下記の各評価項目のうち、(1)及び(2)については、評価項目ごとに次の評価基準による5段階評価を行うこととし、(3)に定める得点も加えた委員ごとの合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価基準]

特に優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

[評価項目]

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な体制が整っていること。
- ② 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑤ 事業に必要な設備・施設を保有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ④ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点
- ・プラチナくるみん認定＝1.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点